

## 吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による、障がい者支援施設、地域活動支援センター、障がい福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所(以下「障がい者支援施設等」という。)に準ずる者(以下、「認定団体」という。)の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (認定基準)

第2条 認定団体に認定する基準は、別表1に掲げるとおりとする。

### (認定の申請)

第3条 認定団体として認定を受けようとする者は、障がい者支援施設等に準ずる者の認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

### (認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、障がい者支援施設等に準ずる障がい者福祉団体認定審査会に諮り、適当と認められたときは認定団体として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認定したときは障がい者支援施設等に準ずる者の認定通知書(様式第2号)により、認定しないこととしたときは障がい者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書(様式第3号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

### (認定の公表)

第5条 市長は、認定団体について、名簿を作成し公表するものとする。

### (変更承認)

第6条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに障がい者支援施設等に準ずる者の変更承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

一 認定団体の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。

二 別表1に掲げる内容に変更があったとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、障がい者支援施設等に準ずる障がい者福祉団体認定審査会に諮り、適当と認められたときは承認するものとする。ただし、前項第一号に掲げる変更の申請については、市長が速やかにその内容を審査し、変更承認の可否を決定するものとする。

3 市長は前項の規定に基づき承認したときは、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更承認通知書(様式第5号)により、承認しないときは吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更否認通知書(様式第6号)により当該申請をした認定団体に通知するものとする。

### (認定の辞退)

第7条 認定団体が認定を辞退するときは、辞退届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

### (認定要件の確認)

第8条 認定団体は、市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められたときは、当該確認のために必要な書類を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

- 一 別表1に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第4条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
- 三 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、障がい者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書(様式第8号)により当該団体に通知するものとする。

(庶務)

第10条 この要領に関する事務は、福祉部障がい福祉室において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和3年3月15日から実施する。

(更新申請の申請締切に関する経過措置)

2 令和3年4月1日を始期とする更新申請の申請締切については、別表3の規定にかかわらず、令和3年3月26日までとする。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和6年1月5日から実施する。

(認定更新手続の廃止に伴う経過措置)

2 実施期日の前日において、現に認定を受けている団体については、認定期間満了後も、引き続きその認定を有効なものとみなす。

別表1

障がい者支援施設等に準ずる者の認定基準	
①～③の認定基準をすべて満たすことを条件とする。	
①	市内に主たる事務所を置き、営利、非営利を問わず法人格を有する障がい者福祉を行う団体であること。ただし、法人格を有しないものについては、主たる構成員が障がい者当事者及びその家族(原則として2親等以内の親族とする。)のみで構成されている団体にかぎる。
②	業務遂行に必要な法令上の要件及び人員を有すること。
③	次に定める要件のいずれかを満たす者であること。
	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する 重度身体障がい者、同条第4号に規定する知的障がい者又は同法第69条に規定する精神障がい者であつて、同法第43条第1項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成24年政令第22号)第1条で定めるもの。
	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体。
	吹田市社会福祉活動補助金補助対象団体。
	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体が主たる構成員である団体。
	ただし、これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者を除く。



障がい者支援施設等に準ずる者の認定基準別表1に関する書類

別表1 対応番号	添付書類の内容	添付 対象者	添付確認
①	定款、寄附行為、会則、活動方針 又は類する書類	法人	
		個人	
	法人登記簿謄本又は登記事項証明書	法人	
	印鑑証明書	法人	
	会員名簿(障がい当事者又は家族を記載したもの)	個人	
	事業計画書(※認定申請日が属する年度のもの)又は類 する書類	法人	
		個人	
事業実績等報告書(※認定申請日が属する年度の前年度の もの)又は類する書類	法人		
	個人		
②	物品等の調達において保健所の許可等が必要な品目を 取り扱う場合は許可証等(写し)	法人	
		個人	
	役務の提供等を行う場合において関係省庁等の許可等 が必要な場合は許可証等(写し)	法人	
		個人	
③	特例子会社又は障がい者多数雇用事業所に該当する場 合は、証明書又は類する書類	法人	
		個人	
	在宅就業支援団体に該当する場合は、証明書又は類す る書類	法人	
		個人	
	吹田市社会福祉活動補助金補助対象団体	法人	
		個人	
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 団体が主たる構成員である団体(当認定基準によるもの を除く)の場合は会員名簿	法人		
	個人		
その他市長が必要と認める書類 ( )	法人		
	個人		

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定通知書

認定番号第 号

様

吹 田 市 長

年 月 日付の、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定申請については、吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第4条第1項の規定により、「吹田市障がい者支援施設等に準ずる者」として認定することとしたので、同条第2項の規定により通知します。

認定年月日	年 月 日
認定条件	

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書

\_\_\_\_\_様

吹 田 市 長

年 月 日付の、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定申請については、認定しないこととしたので、吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第4条第2項の規定により通知します。

却下年月日	年 月 日
認定却下理由	

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更承認申請書

吹 田 市 長 あて

(申請者) 所在地 吹田市

団体名

代表者 職・氏名

年 月 日付、認定番号第 号の吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定について、下記のとおり変更しますので吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第6条第1項の規定により、変更承認申請書を提出します。

変更年月日	年 月 日
変更の内容	
変更理由	

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更承認通知書

\_\_\_\_\_様

吹 田 市 長

年 月 日付の、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更承認申請については、変更内容について審査した結果、吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第6条第2項の規定により、承認することとしたので、同条第3項の規定により通知します。

承認年月日	年 月 日
該当する 認定番号	第 号
承認内容	

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更否認通知書

\_\_\_\_\_様

吹 田 市 長

年 月 日付の、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の変更承認申請については、否認することとしたので、吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第6条第3項の規定により通知します。

否認年月日	年 月 日
否認理由	

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の辞退届

\_\_\_\_\_様

吹 田 市 長

年 月 日付、認定番号第 号の、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定については、辞退しますので、吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第7条の規定により届け出ます。

辞退年月日	年 月 日
辞退理由	

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書

\_\_\_\_\_様

吹 田 市 長

年 月 日付、認定番号第 号の、吹田市障がい者支援施設等に準ずる者の認定については、取消することとしたので、吹田市障がい者支援施設等に準ずる団体の認定事務取扱要領第9条第2項の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	